

藤沢市立長後中学校 P T A 規約

第一章 総 則

- 第一条 本会は長後中学校 P T A と称し事務所を同校内に置く。
- 第二条 本会は長後中学校に在学する生徒の保護者またはこれに代わる者、および同校教職員をもって組織する。
- 第三条 本会は学校の教育目標達成に協力すると共に家庭・学校・社会における青少年の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成するため次の活動をする。
会員の資質の向上につとめ親睦をはかる。
家庭と学校との緊密な連絡により子どもたちの生活環境の改善充実につとめる。
学校の教育的環境の整備充実につとめる。
- 第五条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動し、他のいかなる団体の支配統制または干渉を受けるものではない。
- 第六条 本会は教育問題について学校に意見を具申できるが、直接に学校の経営または教職員の人事に干渉してはならない。

第二章 機 関

- 第七条 本会は次の機関を置く。
総会 運営委員会 常置委員会 特別委員会
- 第八条 総会は全会員をもって構成され本会の最高決議機関である。
- 第九条 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は年二回とし年度始と年度末に開き、臨時総会は運営委員会が必要と認めた時または会員の五分の一以上の要求があったときに開く。
- 第十条 総会は次の事項を審議決定する。
規約の制定、改正に関すること。
本会の事業に関すること。
予算決算の承認に関すること。
役員ならびに会計監査委員の承認に関すること。
その他必要と認めた事項。
- 第十一条 総会は会員の五分の一以上の出席者で成立し議事は出席者の過半数で決する。
- 第十二条 運営委員会は役員・各常置委員会の長、校長ならびに特別委員会のある場合にはその長によって構成し次の任務を持つ。
総会から委任された事項の処理。
事業計画の立案実施に関すること。
総会提出議案の作成検討。
規約、細則の制定改廃に関すること。
各委員会連絡調整に関すること。
- 第十三条 常置委員会は学年学級委員会・広報委員会・ボランティア委員会とし、その任務は次のとおりである。
学年学級委員会は各学年学級 P T A 行事の企画運営にあたる。
広報委員会は会報の刊行その他により本会の広報活動につとめる。
ボランティア委員会は生徒の見守り・環境整備、また地域連携に協力する。
- 第十四条 必要ある場合はその目的達成のために運営委員会の承認を得て特別委員会を置くことができる。
- 第十五条 運営委員会・常置委員会・特別委員会の会議はすべて委員の半数以上の出席によって成立し決議は出席者の過半数の同意を要する。

第十六条 常置委員会および特別委員会の委員長は会長が役員承認を得て委嘱し・委員は各学級又は各地区から選出した者を会長が委嘱する。

第十七条 常置委員会に一名以上の教職員を置く。校長はその職責上各委員会の会議に出席し意見を述べる事が出来る。

第三章 役員

第十八条 本会に次の役員を置く。任期は一か年とし再選は妨げない。

会長 保護者から一名
副会長 保護者から二名
総務 保護者・教員から各一名 計二名
会計 保護者・教員から各一名 計二名

第十九条 役員の仕事はつぎの通りである。

会長は会務を総括し総会および運営委員会を招集する。また職責上常置委員会および特別委員会に出席し、意見をのべることが出来る。

副会長は会長を補佐し会長不在の場合はその代理をつとめる。

総務は本会の事務を総括し各会議の通知・記録・運営を司る。

会計は本会の経理を総括し総会に会計監査委員の監査を経た決算の報告をする。

第二十条 役員の選出は次の方法による。

各学年の保護者から四名、運営委員から二名、教職員から二名、計十六名の役員候補者指名委員をそれぞれ互選して役員候補者指名委員会を構成し、役員候補者を選考し本人の同意を得て総会の一週間前までに会員に通告する。

役員は総会の承認を経て決定される。

第四章 会計監査

第二十一条 本会に会計監査委員を置く。任期は一か年として再選を妨げない。

会計監査委員 保護者から三名

会計監査委員はこの会の会計を監査し、総会に報告する。

第二十二条 会計監査の選出は役員選出と同じに行う。

第五章 会計

第二十三条 本会の経費は会費をもってあてる。

第二十四条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第六章 細則

第二十五条 本会の運営に必要な場合この規約に反しない限りにおいて運営委員会は細則を定めることができる。ただし細則を制定または改廃した時はそれを総会に報告しなければならない。

第七章 改正

第二十六条 この規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成を得て改正することができる。ただし改正事項の提案については総会のおそくとも一週間前に、その内容を全会員に通告しておかなければならない。

第八章 付則

第二十七条 本規約は昭和三十五年四月一日から実施。

昭和四十二年四月二十五日に規約一部を改正。

昭和五十八年三月二日に規約一部を改正。

昭和六十年三月四日に規約一部を改正。

昭和六十二年三月五日に規約一部を改正。

平成二十一年五月十三日に規約一部を改正。

平成二十九年二月二十二日に規約一部を改正。

平成三十年二月二十日に規約一部を改正。

令和二年二月二十七日に規約一部を改正。

令和七年二月二十五日に規約一部を改正。

令和七年五月二十七日に規約一部を改正。